

# 予算決算委員会 社会文教分科会

期日：令和2年9月1日・2日  
社会文教委員会終了後  
場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 座長挨拶

## 3 執行機関側挨拶

## 4 議案審査

### (1) 議案第84号

「令和2年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案」

分担表 資料 No. 1

### (2) 議案第85号

「令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案」

補足説明資料

### (3) 議案第86号

「令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」

### (4) 議案第88号

「令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案」

### (5) 議案第89号

「令和元年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について」

分担表 資料 No. 2

### (6) 議案第90号

「令和元年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 371 頁】

### (7) 議案第91号

「令和元年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 423 頁】

### (8) 議案第92号

「令和元年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 443 頁】

### (9) 議案第96号

「令和元年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」

【決算書 537 頁】

### (10) 議案第98号

「令和元年度飯田市病院事業決算認定について」

【病院事業決算書】

## 5 閉 会

議案第 84 号 令和 2 年度飯田市一般会計補正予算（第 7 号）案  
分科会審査分担表

【社会文教分科会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
14 使用料及び手数料	1 使用料	10 教育使用料	10
15 国庫支出金	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	10
16 県支出金	2 県補助金	3 民生費県補助金	10
18 寄附金	1 寄附金	10 教育費寄附金	12
21 諸収入	5 雑入	1 雑入関係分	12

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	18
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	18
	3 生活保護費	1 生活保護費	18
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	18
		2 母子保健事業費	20
10 教育費	2 小学校費	2 小学校教育振興費	26
		3 小学校建設費	28
	3 中学校費	2 中学校教育振興費	28
		3 中学校建設費	28
	5 社会教育費	4 公民館費	28
		6 美術博物館費	28
	6 保健体育費	2 社会体育施設費	30
		4 学校給食費	30

3 地方債補正関係分

議案第 89 号 令和元年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について  
分科会審査分担表

【社会文教分科会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
12 分担金及び負担金	2 負担金	3 民生費負担金	28
		10 教育費負担金	30
13 使用料及び手数料	1 使用料	3 民生使用料	30
		4 衛生使用料関係分	30
		10 教育使用料	32
	2 手数料	10 教育手数料	34
14 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	36
		4 衛生費国庫負担金	36
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	38
		4 衛生費国庫補助金関係分	38
		10 教育費国庫補助金	40
	3 委託金	3 民生費委託金関係分	42
15 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	42
		4 衛生費県負担金	44
	2 県補助金	3 民生費県補助金	44
		4 衛生費県補助金関係分	46
		10 教育費県補助金	48
	3 委託金	3 民生費委託金	50
		10 教育費委託金	50
16 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入関係分	52
		3 基金運用収入関係分	52
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入関係分	54
		3 有価証券等売払収入	54
17 寄附金	1 寄附金	3 民生費寄附金	54
		10 教育費寄附金	56
18 繰入金	2 基金繰入金	1 基金繰入金関係分	56
20 諸収入	3 貸付金元利収入	3 民生費貸付金元利収入	58
		10 教育費貸付金元利収入	58
	4 受託事業収入	3 民生費受託事業収入	60
		10 教育費受託事業収入	60
	5 雑入	1 雑入関係分	60

## 2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会援護費非所管分及び 6 国民年金費 を除く	124
	2 児童福祉費		146
	3 生活保護費		164
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	174
		2 母子保健事業費	180
		3 成人保健事業費	182
10 教育費	1 教育総務費		286
	2 小学校費		290
	3 中学校費		298
	5 社会教育費		304
	6 保健体育費		336

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす場合、**国保税が減免**となります。

## 【国保税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **国保税の全部を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **国保税の一部を減額**

※国保税が一部減額される具体的な要件（全部に該当）

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入等（事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のみ）の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**国保税の減免額**は、**減免対象国保税額**（ $A \times B / C$ ）に**減免割合**（ $D$ ）をかけた金額です。  $= \frac{A \times B}{C} \times (D)$

・**減免対象の国保税額**（ $A \times B / C$ ）

- A:世帯の被保険者全員について算定した国保税額
- B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

・**合計所得金額に応じた減免割合**（ $D$ ）

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1,000万円以下の場合：10分の2

※減免割合については、主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象国保税の全部を免除。ただし、失業の場合、非自発的失業者の保険税軽減制度が優先となり、今回の減免は非該当となります。しかし、給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれ、国保税の減免を行う必要がある場合は除きます。

飯田市 保健課 国保係 電話：0265-22-4511（内線5521）

飯田市ホームページに関連情報・申請書を掲載します。

## ○減額対象の国保税

- ・令和元年度分の対象保険税（令和2年2月1日から令和2年3月31日までの納期限）
- ・令和2年度分の対象保険税（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの納期限）

※申請期限は、令和3年3月31日まで